

そらちしんきんニューリフォームプラン「プロテクト」

平成 24 年 1 月 4 日現在

商 品 名	そらちしんきんニューリフォームプラン「プロテクト」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満 20 歳以上 65 歳以下で安定継続した収入があり、最終返済時年齢が満 75 歳以下の方。 ・ 勤続年数が原則 2 年以上（自営業、法人役員の方は原則 3 年以上）あり、前年の年間所得が原則 250 万円以上（自営業、法人役員の方は原則 400 万円以上）の方。（ご融資金額が 300 万円以上の場合は勤続・営業年数 5 年以上の方） なお、同居のご親族 1 名に限り前年の年間所得の 50% まで、収入合算することができます。（収入合算者は連帯保証人となっていただきます。） ・ (株)ジャックスの保証を受けられる方。 ・ 原則として住宅ローン団体信用生命保険に加入できる方。 ・ 年間所得に対する無担保ローンのご返済額の割合（返済負債比率）が 30% 以内の方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込ご本人が居住している住宅（申込ご本人または同居されているご家族の持家）の増改築、修繕資金または住宅の設備機器購入資金。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 か月以上 15 年以内。ただし、下記条件によります。 ・ ご融資金額が 300 万円以内については 10 年以内とします。 ・ 「固定金利型」を選択された場合、10 年以内とします。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「固定金利型」と「変動金利型」がございます。いずれかをご選択いただき、それぞれ当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等返済とします。元金のお支払いを据え置くことはできません。 ・ ボーナス払いを併用される場合は、6 か月間隔の年 2 回とし、ご融資金額の 50% 以内とします。
利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息は後払いとし、約定返済金額とともにお支払いいただきます。 ・ なお、付利単位は 100 円とし、次の計算による利息をお支払いいただきます。 ・ 毎月返済分・ボーナス払い分の利息額（初回を除く） $= \text{ご融資残高} \times \text{年利率} \times \text{月数} \times 1/12 \text{（円未満切り捨て）}$ ・ 毎月返済分・ボーナス払い分の初回返済の利息額 $= \text{ご融資残高} \times \text{年利率} \times \text{日数} \times 1/365 \text{（円未満切り捨て）}$
変動金利型のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「変動金利型」の基準金利は、当金庫が定める「住宅ローンプライムレート」とします。 ・ ご融資後の利率は、毎年 10 月 1 日（休日の場合は翌営業日）を基準日とし、年 1 回ご融資利率を見直しさせていただきます。なお、前年基準日の基準利率と当年基準日の基準利率を比較し、ご融資利率を引き上げ、または引き下げするものとし、新利率の適用開始は、同年 12 月の約定返済日の翌日からとします。ご融資後最初の利率の見直しは、ご融資日の基準利率と、ご融資後最初に到来する基準日の基準利率との差をもって行います。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)ジャックスの保証をご利用いただきますので原則として保証人は必要ありません。 ・ 担保は必要ありません。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件変更取扱手数料（返済金額の変更等）については、預金・サービス編「主な手数料一覧（預-14B）」に記載されている手数料が必要となります。

融-34A

次頁へつづきます

お見舞金サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難や火災による事故の際に、(株)ジャックスからお見舞金が支払われます。 ・盗難お見舞金：10万円 ・火災お見舞金：30万円 ・お見舞金補償期間は、ローン残高があり、かつ融資実行日からその日を含めて3年間とします。 (ただし、契約が解約、失効、延滞、代位弁済、その他の事由により存続しなくなった場合は、補償の対象外となります。) ・お見舞金の対象となる建物は、ローンの保証委託契約書に記載された、ご契約者住所に所在する建物となります。 ・お見舞金の支払いは、火災・盗難事故の各々1回のみとなります。(火災の場合は、消防署が発行する「罹災証明書」の写し、盗難の場合は、警察への「器物破損届」または「盗難届」の受理番号が必要となります。) ・審査の結果、お見舞金をお支払できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。また、現在の利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預・融 共通）」をご覧ください。